

関ヶ谷自治会規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は関ヶ谷自治会（以下、本会と云う）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は関ヶ谷自治会館に置く。

(区域)

第 3 条 本会の区域は

釜利谷西二丁目 26 番 12 号及び 33 番より 37 番まで、西三丁目 37 番より 56 番まで、西四丁目 5 番（1・4・5 号を除く）6 番より 18 番まで、及び西五丁目、六丁目全域とする。

(会員)

第 4 条 本会の会員は、第 3 条に示す区域内の住居表示各戸に居住する住民の代表者で、第 32 条に定める自治会費を納入したものを会員と定める。会員と同居する居住者は同一の会員とみなす。

入会、退会手続きは、会員自身が自治会事務所にある所定の用紙に記入、提出することで行う。

(目的)

第 5 条 本会は民主主義精神に基づき、環境保全及び会員相互の親睦と福祉の向上、明るく正しい健康な青少年の育成、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

第 2 章 事業及び組織

(事業、組織)

第 6 条 本会は第 5 条の目的を達成するために、次の各部門を置き、以下に示す業務を想定しそれぞれの事業を行う。

- (1)本会管理部門 企画、総務、会計、会館、広報
- (2)生活環境部門 厚生、防犯、防災、環境

上記各業務はおおむね以下のように説明され、具体的な活動は役員会で定める。

*企画：自治会活動にかかわる事業、組織、会員維持、業務、役職、運営、経費等について、時代環境の変化に対応する規約の在り方を検討、必要な措置を適宜企画、実行する。

*総務：本会の総括管理、本会の所有する資産の維持管理、各部及び特別委員会の連絡、調整並びに文書管理。

*会計：本会の出納業務を担当、決算書の作成、予算案の作成、会計監査を受けた後に役員会へ報告、提案を行う。

- * 会館：自治会館の建物、設備、環境について、状況を把握し、必要な措置を企画、実施する。自治会館運営委員会を主導する。
- * 広報：本会に関する広報業務を統括し、「関ヶ谷だより」の発刊、掲示板と掲示物の管理、HP への掲載項目の選別、投稿、HP 委員会との調整を行う。
- * 厚生：会員の健康維持増進及び福利のための活動。赤十字奉仕団募金活動と横浜市公認障害者、団体等の物資の斡旋。
- * 防犯：防犯活動と地域の交通対策。駐在所との連絡。
- * 防災：防災に関連する業務を統括し、年度防災方針、予算案を策定し総会の承認を得る。また予算の執行管理を行う。災害発生時の応急処置、ならびに、防災・減災の啓発および体制強化。
- * 環境：地域環境整備、公園・緑道等の整備、公園愛護会との連携口。
- * 会計監査業務：役員会とは独立に会計業務を監査する。

第 3 章 自主活動部・同好会、特別委員会、公職委嘱者

(自主活動部・同好会)

第 7 条 自主活動部は本会管理部門と生活環境部門とともに、第 5 条の目的を達成するための役割を担う。

同好会とは、自治会が所有する設備を利用する同じ趣味を持った団体を指す。

自主活動各部、同好会の運営組織、責任者の任免、活動計画（費用を含む）、活動報告（費用を含む）については、「関ヶ谷自治会自主活動部・同好会活動指針」に記載する。

(特別委員会)

第 8 条 特別委員会は本会管理部門と生活環境部門とともに、第 5 条の目的を達成するための役割を担う。役員会、合同会議での審議、承認のもとで役員会において設置され、委員長は同委員会において選出し、役員会、合同会議の承認を得るものとする。特別委員会の委員長の任期は原則として 1 期 3 年とし、2 期日以降の再任は役員会の承認を得て、合同会議へ報告する。

設立された特別委員会の名称、設立期日、代表者名、主たる活動内容、活動会員概数、使用自治会予算見込み等を記載した用紙を規約集と共に配付する。

(公職委嘱者)

第 9 条 民生委員をはじめとする公職委嘱者について、役員会は横浜市、金沢区などの公的機関との情報交換につとめ、委嘱事項の把握、人選等、自治会としての対応を担う。被委嘱者は活動状況について半期ごとに役員会へ報告する。

委嘱を受けた公職の名称、受託期日、代表者名、主たる活動内容、活動会員概数、使用自治会予算見込み等を記載した用紙を規約集と共に配付する。

第 4 章 役員、地区長、班長

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以上

(3) 役員 第6条の業務に対応する役員を置く。人数については役員会で起案し、合同会議の承認を得る。

(会長・副会長・役員の選出方法)

第11条 会長、副会長、役員は立候補又は推薦とし、会員代表たる選考委員会において選出した後、総会の承認を得て決定する。なお、任期途中で欠員が生じた場合、または補充が必要となった場合は、役員会の推薦により合同会議の承認を得て決定補充する。また任期の途中で担当を変更する場合も同様とする。

(役員の任期)

第12条

(1) 原則として役員の任期は1期1年とし、各々その再任は妨げない。ただし、通算4期4年限りとする。

(2) 補充により選任された役員は前任者の残任期間とする。また、任期の途中で担当を変更した場合も同様とする。

(3) 健康上の理由、介護等の繁忙、共働き夫婦や子育て、その他の事情を抱える場合には、役員の業務を回避することができる。

(会長・副会長・役員)

第13条

(1) 会長は本会を代表して、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

(3) 各役員は第2章における各業務毎の事業を遂行し、統括する。

(役員選考委員会)

第14条

(1) 次年度役員選考のため、役員選考委員会を年度の中間に設ける。

(2) 選考委員会の委員は、当年度地区長(前期及び後期)と現役員で構成し、委員長、副委員長、書記を地区長より選出する。

(3) 委員長は同委員会を統括する。

(4) 委員長、副委員長、書記の任期は、当該年度の定期総会終了までとし、次年度役員候補者を回避できる。

(役員候補者の選出方法)

第15条

(1) 次年度の役員立候補、ならびに推薦のため、第一回選考委員会開催後1ヶ月以内に所定の様式により公募する。

(2) 公募による役員候補者は、本人の承諾を必要とする。なお、次年度の地区長予定者が承諾者となった場合は、次年度の地区長を免除する。

(3) 役員候補者の推薦は、立候補者および推薦承諾者から複数名、当年度地区長（前期・後期）から複数名、自主活動部から1名とする。合計役員数については、役員会の指定による。

(4) 推薦に当たっては、次の通りとする。

①関ヶ谷自治会地区を3エリアに区分し、各エリアから均等を目安に選出する。

②自主活動部から1名を役員候補者として選出する。

(5) 推薦された候補者は合同会議で承認を得た後、総会で承認を得る。

(役員の解任)

第16条 規約に違反し、役員としての体面を汚す行為があったときは総会決議により解任することができる。

(地区長、班長の選出方法、職務、任期等)

第17条

(1) 本会の全域を地区に分割し、地区毎に地区長1名を、また地区内の班毎に班長1名を選出する。

(2) 地区長、班長とも全員参加の趣旨から選出は原則として輪番制とする。

(3) 原則として、地区長の任期は1年とし、班長の任期は半年とする。

(4) 地区長は担当地区内の各班を統括し、連絡文書、広報誌の配分、担当各班の連絡にあたる。又、地区長は本会管理部門および生活環境部門の各業務担当を互選により兼任し、自治会事業遂行に協力する。また、合同会議に出席して、会の運営に関する重要事項を審議する。発災時には、班長からの安否確認および被害状況報告を確認し、災害対策本部に報告する。なお、余力がある場合は、災害対策本部に行き、支援活動に参加する。

(5) 班長は担当区域内の会員を統括し、地区長と協力して会の運営および各部の事業遂行に協力する。また、担当班内会員の各戸に対し、広報誌・連絡文書の配布回覧等のほか、会費の徴収および赤十字募金活動等の徴収に協力する。発災時には、班住民と協力して、要支援者を含む住民の安否確認および被害状況確認を行う。その結果を地区長に報告する。また、救援・救護が必要な場合は班住民と協力して出来る範囲で行う。なお、余力がある場合は、災害対策本部に行き、支援活動に参加する。

(6) 健康上の理由、介護等の繁忙、共働き夫婦や子育て、その他の事情を抱える場合には、地区長、班長の業務を回避することができる。

(役員、地区長、班長の手当)

第18条 役員および地区長、班長の手当は支給しない。但し出張旅費は実費を支払う。

(顧問)

第19条 本会に顧問を置くことができる。

(1) 顧問の選任は役員会で選考し、合同会議の承認を得て決定する。

- (2) 顧問は本会運営に関して意見を述べることができる。
- (3) 顧問の任期は、役員に準ずる。

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 20 条 会議は次の 3 つを基本とし、参加者を規定する。

(1) 総会（定期及び臨時）：会員全員

総会は定期総会、臨時総会共に参集形式での開催を原則とする。書面形式での開催（インターネット形式を含む）も可能とする。

書面形式で開催する場合には、会員への議案の配付の後、議決表明を集約する前に希望者の参加できる議案に関する質疑応答の場を設ける。希望者が準備できる会場を超える場合は複数回の場を設ける。

(2) 合同会議（定期及び臨時）：会長・副会長・役員と地区長、第 7 条の自主活動部の部長又は代表、及び第 8 条の特別委員会等の代表

なお、特別委員会等の代表はオブザーバーとして参加し、質疑応答に参加することができる。

(3) 役員会（定期及び臨時）：第 10 条に定める会長・副会長・役員の全員
(定期総会)

第 21 条 定期総会は年 1 回、4 月中旬までに開催する。総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 活動報告及び決算報告並びに新年度活動方針及び予算案に関すること。
- (2) 役員の選任に関すること。
- (3) 規約に関すること。

(臨時総会)

第 22 条 臨時総会は次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の 3 分の 1 以上の要請があったとき。

(総会の成立)

第 23 条 総会は 2 分の 1 以上の出席または表決書の提出を必要とし、議決表明の過半数をもって提案議案を承認し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(定例合同会議の開催頻度)

第 24 条 合同会議は原則として、毎月開催。

(合同会議での承認取得義務)

第 25 条 総会決議事項以外の重要事項執行に際し、合同会議の承認を得なければならない。

(合同会議での審議・承認事項の提案)

第 26 条 合同会議は提案の重要事項について、審議・承認することができる。

(合同会議での承認議決権)

第 27 条 合同会議において議決権を有するのは、会長・副会長・役員、地区長及び自主活動部門の代表者である。

(合同会議での承認議決方法)

第 28 条 採決の方法は挙手とし、承認されるには出席者の過半数の承認が必要であり、可否同数の時は議長の決するところによる。議長は採決の結果を宣告する。

第 6 章 会計

(一般会計)

第 29 条 一般会計とは、第 6 条に規定している本会の通常業務のため、および第 7 条自主活動部、第 8 条特別委員会、第 9 条公職委嘱者の活動に必要な経費を処理する会計を指す。

(特別会計)

第 30 条 特別会計とは、一般会計で処理することが不相当と認められるものについて設ける特別な会計処理を指す。本会では自治会館の修繕・改築（建て替えを含む）に係る会館建設・修繕積立金が該当する。予算編成時に翌年の一般会計予算の状況を勘案して、その金額を会費の 30%を目安にして毎年特別会計として計上する。

(収支)

第 31 条 本会の経費は自治会費、助成金等（奨励金・謝金）・会館使用料、その他の収入をもって当てる。一般会計と特別会計の予算案及び決算は役員会で起案し、合同会議に付議の上、総会で承認する。

(会費)

第 32 条 会費の金額は、定期総会開催前年度の金額と同額とし、変更が必要な場合は役員会、合同会議の承認を経て、総会へ提案する。

(会計年度)

第 33 条 会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 付則

(規約の改廃)

第 34 条 規約を改定する場合は、役員会で起案、承認した後、合同会議の承認を以って総会議案とし、直ちに関ヶ谷だより、HP へ投稿する。原案については総会へ議決案件として提案し、承認を求める。

(規約改定後の手続き)

第 35 条 規約を改定した場合は、規約文を修正し、表紙に改定期日を明記した新規規約集を作成、印刷し、合同会議メンバー・班長へ配付するとともに、会員へ回覧する。また HP・関ヶ谷だよりへ改定を行った事実を速やかに掲載する。配付を希望する会員へは自治会館で配付する。

(政党や宗教との分離)

第 36 条 本会は特定の政党、或いは宗教に属さないものとする。

(事務局員)

第 37 条 本会の会務補助のため事務局員を置く。その業務内容、処遇等については役員会において決定する。

(慶弔)

第 38 条 会員ならびに同居の居住者に慶弔が発生した場合は、慶弔の意を表し、本会の取り決めに従う弔慰金や敬老(100歳)祝い金を支払う。敬老祝い金の対象年齢は、該当年度の横浜市の敬老基準に準じる。

本規約発効日：2024年1月25日